

平成21年第4回川崎市議会定例会

請願陳情文書表

(その1)

請 願 文 書 表

| 受理番号 | 受理年月日 | 件 名 | 請 願 提 出 者 | 紹 介 議 員 | 要 旨 | 付託委員会 |
|------|------------|----------------------|------------------------|---|---|-------|
| 89 | 21. 11. 24 | 改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願 | 横浜市中区 神奈川県 司法書士会 | 飯塚正良 大島明 岩崎善幸 佐野仁昭 佐々木由美子 猪股美恵 | <p>平成18年(2006年)12月、深刻化する多重債務問題の解決のため、上限金利の引き下げ、過剰貸付の禁止(総量規制)などを含む改正貸金業法が成立しました。</p> <p>同法が完全施行される時期は平成21年(2009年)12月から平成22年(2010年)6月までとされていますが、改正法には完全施行前の見直し条項が規定されています。</p> <p>改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制の貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者及び自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではありません。</p> <p>つきましては、議会が国会及び政府に対し、改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を提出していただくよう請願いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 改正貸金業法を早期に完全施行すること。 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付を更に充実させること。 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。 | 市民委員会 |

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 請願提出者 | 紹介議員 | 要旨 | 付託委員会 |
|------|------------|--|--|------------------------------------|---|-------|
| 90 | 21. 11. 27 | 健全に運営する自主共済に対し、新保険業法の適用除外を求める意見書を国に提出することについての請願 | <p>横浜市神奈川区 共済の今日と 未来を考える 神奈川懇話会</p> <p>ほか1,203名</p> | 粕谷 葉子 佐野 仁昭 佐々木 由美子 猪股 美恵 | <p>私たちは、自主共済が従前どおり健全に運営できるよう、新保険業法の適用除外と平成20年3月31日までの期限とする「経過措置期間」の延長を直ちに実現するよう各政党、与野党国会議員、金融庁への陳情や広範な団体への対話を広げてきました。</p> <p>そもそも、保険業法改正の趣旨は不特定多数を相手に詐欺的勧誘を行うマルチ共済を規制して、消費者保護を図ることでした。法改正の結果、健全に運営される自主共済が存続の危機を招いていることは法改正の重大な過失であり、直ちに是正されなければなりません。</p> <p>共済や互助会制度が破壊・解散させられて発生する被害は、国民のいのちと暮らしに直結しているだけに、実際に被害が発生してからでは手遅れであり、取り返しのつかない深刻な事態を引き起こすことが予想されます。</p> <p>つきましては、自主共済救済のための法的措置が講じられるよう、健全に運営する自主的な共済を新保険業法の適用除外にすることについて地方自治法第99条に基づき、国に対し意見書を提出されるよう請願します。</p> | 市民委員会 |

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 請願提出者 | 紹介議員 | 要旨 | 付託委員会 |
|------|------------|------------------------|--------|--------------|---|-------|
| 91 | 21. 11. 27 | 川崎市機構改革（組織機構の整備）に関する請願 | 高津区在住者 | 竹間幸一 猪股美恵 | <p>区役所へ市民館の管理運営を委任するのは、「市民主体の社会教育」をつぶす市民に対する挑戦と受け取らざるを得ません。これほど重大な機構改革を、市民の知らないところで決めるとは言語道断。</p> <p>市長部局へ管理運営を委任することは絶対にやめてください。</p> | 総務委員会 |

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 請願提出者 | 紹介議員 | 要旨 | 付託委員会 |
|------|------------|------------------------|--------|------|--|-------|
| 92 | 21. 11. 27 | 川崎市機構（市民館） 改革に関する請願 | 川崎区在住者 | 猪股美恵 | <p>地方自治は「民主主義の学校」ともいわれています。川崎において「市民館」は、まさに「民主主義の学校」「自治の学校」でした。その「市民館」の管理・運営を改変することにどんな企図・効果があるのでしょうか。川崎における社会教育の歴史を変えるのは何のためですか。これまで受け継がれてきた誇るべき情熱・専門性は維持しなくていいのでしょうか。維持すべきならば、なぜ運営・管理を変更するのでしょうか。</p> <p>また、そもそも住民の税金で設立した住民の館の管理・運営の改変に、住民の意思は問わないでいいのでしょうか。</p> <p>よって、今議会に提案された機構等の改変のうち市民館に関する改変について、次のとおり請願いたします。</p> <p>1 日本国憲法と教育基本法の基本理念が定めた教育の独立性を侵すおそれがある今回の「市民館」の管理・運営に影響が危ぐされる、また将来のありようが危ぐされる今回の改変は中止させてください。</p> <p>2 教育の主権者である住民の意見を聞かず、しかも分かりにくい改変をすることは中止させてください。</p> | 総務委員会 |

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 請願提出者 | 紹介議員 | 要旨 | 付託委員会 |
|------|------------|-------------------------------------|--------|------|---|-------|
| 93 | 21. 11. 27 | スポーツ及び文化に関する事務を市長が管理し執行する所管変更反対する請願 | 中原区在住者 | 佐野仁昭 | <p>今議会にスポーツ及び文化の所管を教育委員会から市長部局（市民・こども局）に移管することに関する議案が提出されています。</p> <p>教育という人間の思想形成にかかわる問題、文化という人間の思想に直接かかわる問題は、政治権力がかかわるべきではないということで、政治からの中立性を確保するために、行政にではなく教育委員会の管轄になっています。</p> <p>教育という人間形成にかかわる分野、文化という人間の思想に直接かかわる分野については、政治的中立性を確保することが不可欠であり、市長部局に移管することは誤りです。</p> <p>スポーツ及び文化の所管を教育委員会から市長部局に変更することは中止していただきたい。</p> | 総務委員会 |

陳 情 文 書 表

| 受理番号 | 受理年月日 | 件 名 | 陳 情 提 出 者 | 要 旨 | 付託委員会 |
|------|------------|-------------------------|-------------------------------------|--|-------|
| 159 | 21. 10. 13 | 川崎市ミックスペーパー分別収集事業に関する陳情 | 幸区 川崎資源集団回収 事業連絡協議会 問屋業者部会 | <p>市が呼称するミックスペーパーは、現在、既に資源集団回収の仕組みで収集している。市が企画しているミックスペーパー分別収集事業においては、次に指摘するように深刻な問題を抱えており、事業として成立する見込みが低いことから廃止を要望する。多額の市税を無駄に浪費せずに、教育や福祉等市民生活に真に有益なことに投入することを希望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市のサンプリング実績では、ミックスペーパーとして収集された96%が資源集団回収で「雑誌」の分類で収集されている古紙類であり、市での収集は民間事業者を圧迫する。 2 市案でのミックスペーパー収集及び処理には、市議会で明らかにされたところでは、5億円という巨額の財政負担を必要とするが、資源集団回収であれば8,800万円で済み、市案は税金の無駄遣いというほかない。 3 市案は、環境負荷が高いことが明らかであり、環境保護の観点からも望ましくない。 4 市案では、ミックスペーパーは無分別でよいとうたっており、市民に根付いている古紙分別のモラルを崩壊させる危険性が高い。 5 市案は、町内会や学校PTA等市民の協力で運営されている資源集団回収実施団体にとっては奨励金収入が実質的に減少する行為であり、市民の積極的協力は得られにくい。 6 川崎市資源集団回収事業連絡協議会としても、市案に対しては一切協力しない。 | 環境委員会 |

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 陳情提出者 | 要旨 | 付託委員会 |
|------|------------|------------------------------|-----------|--|---------|
| 160 | 21. 10. 26 | 行政とカトリックの僧院との関係を切断することを求める陳情 | 東京都大田区在住者 | <p>聖マリアンナ医科大学の名で平成19年1月に県から身体障害者、知的障害者、障害児の短期入所の指定を受けたのに身体障害者は入所させないとうそがバレたから市立多摩病院の入所条件変更手続きを1年半以上も過ぎた平成20年8月30日に行っている。障害者自立支援法第46条は10日以内とタイムリミットを定めている。地方自治法第2条第16、17項により虚偽手続きは無効であるから病院の所有者である市長は大学との契約を打ち切り、亀井君を見習って直轄とされよ。病院事務長は私への報復として立ち入り禁止、診察拒否を院内でした。これ自体違法である。こんな私物化をいつまでも市長が許しているのであれば市とドックファイトをすることになるであろう。</p> | 健康福祉委員会 |

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 陳情提出者 | 要旨 | 付託委員会 |
|------|-----------|---------------------------|--------|--|-------|
| 161 | 21. 11. 6 | 「永住外国人住民の地方参政権付与法案」に対する陳情 | 中原区在住者 | <p>永住外国人住民の地方参政権付与法案について、次期通常国会採決を「民団」から強い要請が与党及び各地方議会に働きかけられていると聞き及んでいます。</p> <p>川崎市の有権者の1人として同法案の法制化に反対し、良識の総意をもって、廃案に問われますよう念じ、陳情を申し上げます。</p> | 市民委員会 |

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 陳情提出者 | 要旨 | 付託委員会 |
|------|------------|-----------------------|---------------------------------|--|---------|
| 162 | 21. 11. 25 | 重度障害者医療費助成制度の充実を求める陳情 | 多摩区 これからの障害者と患者の医療・福祉を考える連絡会 | <p>神奈川県は昨年10月から重度障害者医療費助成制度に一部負担金の徴収と年齢制限を導入し、市町村に対する補助金を減額しました。今年10月からは、更に所得制限も導入されました。私たちは、県からの補助金が減らされたまま推移すると、市町村での重度障害者の医療費無料化の継続が今後難しい状況となり、一部負担金や所得・年齢制限の導入、更には対象者の縮小に踏み切らざるを得ない状況が出てくると強い危ぐを抱いております。</p> <p>障害者がいる世帯は医療費以外にも障害ゆえの様々な経済的負担を強いられています。また、65歳以上で重度障害者になった人たちを助成の対象外にすることは、64歳まで軽度障害だった方が65歳を過ぎて重度化した場合も対象者から外されるという理不尽な制度変更です。</p> <p>つきましては、県に削減された補助金の復活を求めながら、2010年度以降も重度障害者医療費助成制度を後退することなく、制度の充実を図ってくださいますよう陳情します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 年齢や所得にかかわらず、引き続き重度障害者の医療費を無料にしてください。 2 重度障害者医療費助成事業の対象者を精神障害者福祉手帳2級の方まで広げてください。また、県にそのための財政支援を要望してください。 3 県に削減された重度障害者医療費助成事業にかかわる補助金を元に戻すよう求める意見書を提出してください。 | 健康福祉委員会 |

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 陳情提出者 | 要旨 | 付託委員会 |
|------|------------|--|-----------------------------|---|-------------|
| 163 | 21. 11. 26 | 「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」を国に提出することを求める陳情 | 横浜市神奈川区 神奈川県保険医協会 鹿部会 | <p>これまでに断行された患者窓口負担増、更には昨今の不況下で、むし歯や歯周病などを治療したくても受診を控えたり、入れ歯が合わなくなって新しく入れ歯を作ることをあきらめたりする患者・国民が増えています。</p> <p>一方、この間の度重なる歯科診療報酬マイナス改定等による医療費抑制政策に端を発した歯科医院の経営危機が進行しております。このように患者側・歯科医師側の双方が窮地に立たされており、まさに歯科医療は崩壊寸前の様相を呈しております。</p> <p>今こそ、医療費抑制政策を抜本的に転換すべき時期に来ていると言っても過言ではありません。私どもは貴議会が、医療費の総枠を拡大し、かつ患者・国民に負担をかけることなく、保険でより良い歯科医療を確保するため、地方自治法第99条に基づき、「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」を国に提出することを強く要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 患者さんが安心して歯科保険診療を受けられるよう、患者窓口負担を軽減してください。 2 「歯科医療崩壊」をくい止めるために、国の負担を増やし、歯科医療費総枠を拡大（歯科診療報酬のプラス改定及び歯科保険給付範囲の拡大）してください。 | 健康福祉 委員会 |

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 陳情提出者 | 要旨 | 付託委員会 |
|------|------------|------------------------|--------|---|-------|
| 164 | 21. 11. 26 | スポーツ、文化の所管 変更に対する陳情 | 川崎区在住者 | <p>今議会にスポーツ、文化の所管を教育委員会から市長部局に移管することに関連する議案が提案されています。</p> <p>スポーツ、文化を教育委員会に所管させているのは、教育という人間の思想形成にかかわる問題、文化という人間の思想に直接かかわる問題については、政治権力がかかわるのは間違いだということで、政治からの中立性を確保するために教育委員会の所管とされたものです。</p> <p>教育という人間の思想形成にかかわる分野、文化という人間の思想に直接かかわる分野については、政治的中立性を確保する必要がありますので、市長部局に移管することは間違っています。</p> <p>スポーツ、文化の所管を教育委員会から市長部局に変更することはやめてください。</p> | 総務委員会 |

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 陳情提出者 | 要旨 | 付託委員会 |
|------|------------|--|--------|---|-------|
| 165 | 21. 11. 27 | (株) ゴールドクレスト社によるアセス逃れを許さないため、あらゆる手立てをつくすことを求める陳情 | 高津区在住者 | <p>(株) ゴールドクレスト社は、平成16年3月31日付けで高津区新作5丁目の旧ニコン社宅跡地4区画A・B・C・D総計11,490㎡を一括購入しました。そのうちの2区画B・D(各2,150㎡)にマンション2棟を建設し、平成20年7月に完成させましたが、全体からB・D2区画を分割し、その間にCを挟んだ建築計画は誰が見てもアセス逃れを狙ったものであることは明らかでした。しかし、ゴールドクレストは「計画は全くない。残りの土地は売却するかもしれないので、アセス逃れではない。」との主張を繰り返しました。</p> <p>ゴールドクレストは10月末、残されていた2区画のうちCにB・Dに建設したのと規模形状が全く同じマンション建設計画の事前相談書を提出してきました。アセス逃れ防止条項のすき間をついた「分割、時間差」開発が、これまで地元住民のみならず議会からも厳しい批判を招き、ついにはアセス条例規則改正にまで行き着いたにもかかわらず、今回、何事もなかったように計画に平然と着手しています。</p> <p>よって、次のとおり陳情いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> まちづくり局、環境局が一体となり、ゴールドクレストの「アセス逃れ・逃れ切り」を阻止する手立てを取ってください。 総合調整条例の承認を下ろしてしまうと建築確認申請以降の手続きを止めることができません。総合調整条例の手続きを機械的に進めないでください。 | 環境委員会 |

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 陳情提出者 | 要旨 | 付託委員会 |
|------|------------|---------------|--------|--|-------|
| 166 | 21. 11. 27 | 川崎市機構改革に関する陳情 | 宮前区在住者 | <p>今回の機構改革で市民館の管理・運営を教育委員会から区役所に移管することですが、教育委員会と区役所とは市民活動の参加という点で、質的に役割が異なるものと思います。</p> <p>社会教育を成人に保障するという立場から、教育委員会が形の上でも実質的にも運営を行うことが必要と考えます。</p> <p>市民館の管理・運営を区役所に移管することは、中止してください。</p> | 総務委員会 |

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 陳情提出者 | 要旨 | 付託委員会 |
|------|------------|---------------------------------------|------------------------|---|-------|
| 167 | 21. 11. 27 | 緑政部を環境局から切り離し、建設局と統合する組織再編案の再検討を求める陳情 | 多摩区 多摩川崖線緑地保全ネットワーク | <p>今定例会に川崎市事務分掌条例の一部を改正する条例（議案第139号）が提案されています。それによると、環境局緑政部を環境局から切り離し、建設局に統合することです。</p> <p>私たちは、平成20年（2008年）からスタートした「川崎市緑の基本計画」の確実な実行を目指して、行政とも協働しながら、緑の保全、創出、育成を目指して日々努力を重ねてきました。その経験から、今回の組織再編は、市の緑行政の推進にとってマイナスになるのではないかと強く危ぐするものです。</p> <p>この間、緑政部緑政課などの努力によって、特別緑地保全地区の目覚ましい増大などの成果が上がっています。今回の組織再編によって、緑の専門職としての誇りと能力を持った職員の育成、緑政予算の確保など「川崎市緑の基本計画」推進に不可欠な方策が軽んじられはしないかとの危ぐがぬぐえません。</p> <p>よって、次のとおり陳情いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緑政部・建設局の統合を拙速に進めないでください。「川崎市緑の基本計画」の実行及び持続可能な地球環境の保全に最適な行政組織のあり方に立ち返って吟味し、再検討することをお願いします。 2 緑行政の推進には、ほかにも増して市民との協働が不可欠です。組織再編に関する市民説明会をぜひとも開催し、市民の意見を聞いてください。 | 総務委員会 |

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 陳情提出者 | 要旨 | 付託委員会 |
|------|------------|--|---------------------------|---|-------------|
| 168 | 21. 11. 27 | 議会主催による各区での選出議員と区民の意見交換の場を開催することに関する陳情 | 多摩区 多摩区選出議員と 市政を語る会 | 市民が市政に積極的にかかわる機会を増やし、住民自治を進めるためには、市民と市議会議員が一堂に集まり、地域社会の問題を語り合う場が必要です。本年度施行された川崎市議会基本条例にのっとり、議会の責任において各区で区選出議員と区民が意見交換をする場を開催してください。 | 議会運営 委員会 |

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 陳情提出者 | 要旨 | 付託委員会 |
|------|------------|------------------------|----------------------------|--|-------|
| 169 | 21. 11. 27 | 川崎市機構改革（組織機構の整備）に関する陳情 | 宮前区 川崎の男女共同社会を すすめる会 | <p>教育委員会は市民の学習権を保障するものであり、市民館はそのための場でもありました。教育委員会が市長部局から独立した存在と位置づけられてきた経緯もそこにあります。教育、特に「社会教育」という領域は、具体的な施策のようには効果が可視化される性質のものではないことは明白です。今回の機構改革（案）は、こうした市民の学習する権利と場を奪うことになるのではないかという大きな危ぐを感じます。</p> <p>もう一つ、今回の機構改革（案）が、市民の全くかかわらないところで、突如として議会に提案されました。「市民と行政の協働」という、市民も行政と対等のいい関係を構築していくためには、行政施策の透明性がまず前提です。今回の議案が市民不在のままつくられていたことに、市民として非常に危険なものを感じています。この改革がどのように川崎市の未来につながり、展望をひらいていけるのか説明する責任が市にはあると思います。</p> <p>つきましては、今回、市議会に提案される「川崎市機構改革（組織機構の整備）」案について、その内容及び実施時期について見直しを求めます。</p> | 総務委員会 |

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 陳情提出者 | 要旨 | 付託委員会 |
|------|------------|--|--------|---|-------|
| 170 | 21. 11. 27 | 教育文化会館・市民館 ・分館の管理運営に関する業務を区長への事務委任や補助執行とすることに反対する陳情 | 中原区在住者 | <p>教育文化会館・市民館・分館の管理運営に関する業務を、区長への事務委任や補助執行とすることをやめてください。特に社会教育振興事業が区長への補助執行とされることは、社会教育の位置づけを大きく後退させるものであり、認められません。</p> <p>また、社会教育主事などの専門職を引き続き配置し、社会教育主事として必要な研修を行うことで、社会教育の様々な学級・講座などを通じて市民の学習権を保障する社会教育行政の役割を、今後もきちんと果たしてほしいと考えます。</p> | 総務委員会 |